

広島県告示第七百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

三原市（久井町）、尾道市（御調町、向島町）、三次市（君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町）、安芸太田町、北広島町及び神石高原町

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型はかり

三 検査の実施期日

平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定期間検査機関

社団法人 広島県計量協会